

八尾市における「④サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」について

＜具体的に想定される内容＞

利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨を記載した理由書の提出を受けている場合であり、かつ下記のア～ウのいずれかのケースであることを想定しています。

ア. 利用者または家族等への特段の配慮が必要で、支援が困難な状況(※1)のため、判定期間における認定の有効期間内の計画作成において、地域包括支援センターが実施する地域ケア会議等(※2)で当該利用者の支援内容について意見・助言を受けており、当該事業所以外を利用することが困難である場合。

イ. 地域ケア会議等において支援内容について意見・助言を受けていないが、利用者または家族等への特段の配慮が必要で、支援が困難な状況(※1)により、当該事業所以外を利用することが困難である場合。

(※1)特段の配慮が必要で、支援が困難な状況とは利用者または家族の疾患(又は障がい)等に起因した精神症状や行動障害、または高齢者虐待等により、著しく支援が困難な状況となっているものを想定しています。

(※2)地域ケア会議等とは八尾市においては現在困難ケース等に対応を検討する随時会議がこれに該当すると考えます。開催については特定事業所集中減算の正当な理由に該当させる事を目的としたものではありません。

●地域ケア会議等については今後の整備状況により取り扱いが変更となる場合があります。

ウ. サービス提供にあたり、指示を受けた主治医との密接な連携を確保するために当該事業所以外を利用することが困難である場合。

- ①ケアプランの作成前において利用者と主治医との調整により、サービス事業所の選定が既にされていた場合。

例)退院後の訪問看護の利用について、入院先の医療機関で本人の状況に適した事業所を既に選定しており、入院中から退院後の利用について当該事業所と連携を取っていた場合。

- ②利用者の在宅療養において必要不可欠な要素において、提供を受けることができる事業所が他にない場合。

例)利用者の状況が予断を許さない状況であり、頻回の訪問サービスや急変時の緊急対応が必要なケースにおいて、当該事業所の設備や人員の配置等の体制が他の事業所と比べて十分整っている事が客観的に確認できる場合。

例)言語聴覚士によるリハビリが必要であるが配置されている事業所が限定されているなど、専門の手技等について当該事業所からしかサービス提供を受けることができないと確認できる場合。

例)たんの吸引等の行為を必要と認められる利用者について、たん吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所が他にない場合。

正当な理由に該当しない内容

- 利用者の希望だけでは正当な理由とは認めません。
- 利用者宅と事業所所在地の距離が単に近い等の理由も正当な理由とは認めません。
- 集合住宅との併設事業所であること等をもってサービスの質が高い理由とすることは認めません。